

Angelo M. Venardos,

*Islamic Banking and  
Finance in South-East  
Asia: Its Development  
and Future.*

Singapore: World Scientific,  
2005, xvii + 247pp.

はま だ み き  
濱 田 美 紀

昨今イスラームという言葉を見聞きする機会は増えたものの、イスラーム金融となると、一部の特定の人々を除き、何か通常とは異なる金融システム、という印象をもつに留まるのではないだろうか。本書は、情報がまだ十分でないイスラーム金融の基礎的解説書としての性格をもつ。イスラーム銀行やイスラーム金融というものに興味があるが、それ以前にイスラームというものに不案内な読者が、まずイスラームとはどのようなものか、という点からその宗教としての歴史、原理、法なども概観することができる。また、イスラーム金融について断片な知識のある読者が、包括的にイスラーム金融を理解するのに役立つと思われる。

本書は大きく3つに分けることができる。第1章から第3章まではイスラームに関する概説である。第4章と第5章でイスラーム金融の仕組みや課題について述べ、第6章以下で東南アジアのイスラームとイスラーム金融について説明している。本書は、宗教としてのイスラームおよびその歴史、法、東南アジアにおける歴史的背景などにページを多く割いているため、タイトルに反してイスラーム金融そのものに焦点をあてた章はあまり多くない。

近年、国際金融市場においてイスラーム金融の拡大が耳目を集めている。また、中東諸国の資金が投

資先を分散し始めたことと呼応して、東南アジアのイスラーム金融市場の急速な伸びも注目されている。世界金融市場においてイスラーム金融の資産は4500億ドル以上ともいわれ、シティバンク、香港上海銀行など欧米の大手金融機関もイスラーム金融子会社を設立しイスラーム金融を手がけている。こうした拡大するイスラーム銀行・イスラーム金融とは何か、その原理をとりあえず知りたいという読者には、第4章、第5章が有用であろう。

本書の構成は以下のとおりである。

はじめに

- 第1章 イスラームの歴史
- 第2章 イスラーム法とイスラーム法学
- 第3章 イスラーム商法
- 第4章 イスラームの金融商品
- 第5章 イスラーム銀行の論点と課題
- 第6章 東南アジアにおけるイスラーム
- 第7章 植民地の遺産 東南アジアにおけるイスラームと法
- 第8章 マレーシアのイスラーム銀行
- 第9章 インドネシアのイスラーム銀行
- 第10章 ラブアン イスラーム・マネーマーケット市場
- 第11章 ブルネイのイスラーム銀行
- 第12章 シンガポールのイスラーム銀行
- 第13章 結論

第1章は、ユダヤ教、キリスト教と並ぶ唯一神教であるイスラームについて概観している。ムスリムは神（アッラー）によって定められた5つの柱に従っている。すなわち、アッラーを唯一神とし、ムハンマドがアッラーの使徒であることを信じること、1日5回の礼拝、ラマダーン月の断食、貧しい者への喜捨（zakat）、生涯に1回以上のメッカ巡礼である。ここではこうした基本的な概念の説明に始まり、さらに、イスラームの起源、黄金期、凋落後とイスラームの歩みについてまとめている。著者はイスラ

ム銀行の復興には16世紀初頭までのイスラーム黄金期への懐古が機動力となっているとしている。植民地時代の西洋式の押し付けが今日の反発の源であり、こうした反発が1940年代になってイスラーム経済という分野を生み、イスラーム金融機関設立のための研究に向けられた。9.11以降イスラーム銀行はテロ組織の資金源として疑われることもある一方、スイスのUBS銀行がバーレーンでイスラーム法（シャリヤ）に則ったNoriba銀行を設立するなど一般銀行がイスラーム金融サービスを提供し始め、非ムスリム国も興味をもち始めている。

第2章ではイスラーム法とイスラーム法学について解説している。西洋の法体系と比較して対象範囲が広範なイスラーム法は、信仰と祈りや断食、巡礼、喜捨といった宗教的実践を含んでおり、生活および道德規範でもある<sup>(注1)</sup>。一方イスラーム法学の役割は教義上の原理を精巧に形式化することにある。イスラーム社会はイスラーム法に照らして5段階の行動規範に分類される。義務行為（fardまたはwajib）、奨励される行為（mandubまたはmustahab）、許容される行為（jaizまたはmubah）、禁止ではないが望ましくない行為（mukruh）、禁止行為（haram）。これらの規範は金融取引にも可能な限り適用される。この章ではイスラーム法学において重要な概念であるファトワー（fatwah：法的権威であるムフティの法的意見・法的解答）、イスラーム法の法源のひとつであるイジュティハード（ijtihad）などについて説明している。

第3章はイスラームの商法についてである。ムハマッドの生まれたメッカは東西交易の中心として栄えたこともあり、イスラームは商売に対して積極的であり、コーランのなかにも商売を奨励する節も多い。その一方で規制もしている。通常の商法とイスラーム商法のもっとも重要な違いは金利（riba）の授受である。また財産は神の創造物であり神が与えたものという概念により、財産の定義も大きく異なる。イスラーム経済システムにおいては、他人から搾取せず、正直かつ公正に儲け、稼ぐことは社会全体の厚生を高めるとして認められている。イスラームの契約法は英米法と酷似しており、契約には申し

入れと受諾を要し、対価は金銭、財、サービスからなり、契約当事者は法的能力を有し、契約の目的はイスラーム法上適法でなければならない。また契約には自由意志で臨むことが契約の基本である。こうしたイスラーム法に基づいたイスラーム金融の真髄は、支払い額を事前に定めないこと、貸し手は借り手企業との間で損益を分担すること、金銭によって金銭を生み出すことは認めないこと、不確定要素を認めないこと、投資はイスラームによって認められたものだけとすること、である。

第4章ではイスラームにおける金融商品について、イスラーム金融と一般の金融の類似点・相違点について論じている。イスラームの金融商品の最大の特徴は金利を禁じている点にある。よって負債を基本とする通常の銀行に対してイスラーム銀行は株式を基本とする。投資の原則として、イスラーム法で禁止された商品を扱う事業（酒や豚肉など）を除くことや、投資先企業の金融指標（利付き負債の割合や受取利息の割合など）が定められている。その他に不確実なものに対する契約も認めていない。

株式投資に関しては利益分担方式の契約を結び、ムダーラバ（mudarabah：信託的利益配分契約）、ムシャーラカ（musharakah：共同出資して利益を確保する取引）の2通りがある。負債契約に関しては、無利子の形式のもので、バイビ・サマン・アージル（bai bithaman ajil：割賦販売）イジャーラ（ijara：リース契約）ウジュル（ujr：手数料ベースのシンジケーション・サービス）ムラーバハ（murabaha：信用状、コストプラス契約）ムラーバハ（murabaha：商品売買契約、マークアップ契約）サラーム（salam：商品の前払い取引）などがある。負債金融には後払い販売、リース、慈善事業としての貸付け、資産の借換えなどがある。

イスラーム法が認めない不確定要素（gharar：ガラル）を扱う保険はイスラーム法と通常の金融機関との対立が激しい分野であるが、相互扶助の協同組合であるタカフル（takaful）を組織することで対処してきた。タカフルと一般の保険会社の違いは保険料の没収がなく、非営利であることなどである。

第5章ではイスラーム銀行業の課題について論じている。銀行業務に関するイスラーム法に則った解釈は宗派によって異なるため、イスラーム銀行のための法的枠組みを策定することは容易ではない。成文化するにあたり一貫性が取れなかったり、既存の西洋的な法体系にイスラーム法を適用することが困難であったり、適切な会計基準の制定の問題などが大きな課題としてある。実践的な問題としては、ブルーデンスや監督、会計、監査などの企業規則に関する公認された指針がないことがあげられる。そのため生じる問題に対応するためにAAOIFI（イスラーム金融機関のための会計監査機構）とIFSB（イスラーム金融サービス理事会）が設立され、企業統治とイスラーム法との調整を行っている。イスラーム銀行向けの金融会計基準と一般の基準の違いは、主に投資勘定、実質優先の概念、金銭の時間価値においてある。預金者保護に関してや監督機能に関する自己資本規制のあり方について、準株式としての利益配分投資勘定（PSIAs）の取り扱いの難しさなど問題点を指摘している。

第6章では、15世紀から17世紀初めにかけて交易を目的としたアラブ商人によってもたらされたイスラームの東南アジアでの歴史を解説し、第7章では、東南アジア各国の法の成り立ちとイスラーム法の関係について概説している。

第8章から第12章までは東南アジア各国のイスラーム銀行についてである。第8章のマレーシアでは、数の上では多数派でありながら経済的には中国系・インド系に遅れるマレー系国民を支援するため、政府は、通常の銀行とイスラーム銀行の二重銀行システムを導入し、イスラーム銀行の発展に努めた。1983年のイスラーム銀行法の制定によってイスラーム銀行が導入された。2003年には全銀行資産の約10パーセントをイスラーム銀行資産が占めており、世界で無利子金融がもっとも発達している国のひとつである。

第9章のインドネシアは世界最大のムスリム人口を抱えるが、イスラーム法に基づいた銀行の活動の歴史は浅い。インドネシア政府は1992年の中央銀行法でイスラーム式金融を暗黙裡に認めていたが、98

年の中央銀行法の改正で、初めてイスラーム銀行への法的根拠を与えた。現在2行のイスラーム銀行と普通銀行のイスラーム支店が8店ある。その他80のシャリヤー庶民信用銀行と2470のシャリヤー貯蓄融資組合などの小口金融機関が存在する。

第10章はマレーシア政府が1990年に国際オフショア金融センター（IOFC）として指定したラブアン島についてである。マレーシア政府は同島をイスラームのオフショア金融の場として拡大することも目的とした。オフショア企業には印紙税、輸入税、売上税免除など様々な租税優遇措置が施され、またラブアン国際金融取引所（LFX）が設立されて投資ファンドの上場を促進している。

第11章のブルネイは、スルタンを元首とするイスラーム国家であるが、イスラーム銀行の活動は1992年と比較的新しい。通常の銀行システムとイスラーム銀行が並存し、非ムスリムがイスラーム銀行の株式を所有できる。サービスにおいてもムスリム、非ムスリムの区別はない。第12章のシンガポールは、強い政府の下で経済発展を遂げ、堅固な金融システムをもち、欧州におけるスイスのように地域の金融センターとしての地位を確立しようとしている。その延長としてイスラーム金融のセンターとして目指しているが、東南アジアで先行するマレーシアには及ばないのが現状である。

評者は本書を基礎的解説書と位置づけたものの、実際にはイスラームに関して歴史、構成原理、イスラーム法、金融と広い範囲を論じているため、イスラームについてすでに知識のある読者には理解できても、イスラームについての知識の乏しい読者は五里霧中になる可能性がある。特に金融が抱える問題点の理解にもイスラーム法の法源が用いられているため、イスラーム金融の学術的な原理をより理解したい読者は、本書に加えてイスラーム法に関する詳しい参考書が必要となるであろう。

タイトルからみても後半の東南アジアに関する部分が本書の中心となるものと期待されるが、5つの

国・地域におけるイスラーム金融に関する背景・制度、用語の簡単な解説に留まっているため、現在の東南アジアにおけるイスラーム金融の動向に対する関心には応えられていない。

本書がイスラームに関する原理や法についてページを割いているのは、著者がイスラーム金融の理解には宗教的、歴史的、地理的背景を追う必要があるとしているためであり、その結果包括的な説明が多くなっている。従って、イスラーム金融とは何かという疑問から一歩進んで、なぜ急速に拡大しているのか、そのメリットは何かという疑問をもつ読者には物足りなく感じるかもしれない。

ここでは、今後のイスラーム金融研究の課題を考えてみたい。本書ではイスラーム金融について金融の本質的な機能を考慮に入れた説明はされていない。金融の問題には情報の問題が付随する。情報の非対称性などの問題に対処することは通常の銀行にもイスラーム銀行にも求められるものである。一般にイスラーム銀行はこうした不完全情報や信用割当などの問題に本質的に対処したものとされる。そのためイスラーム銀行が情報の問題に具体的にどのように対処しているのかという視点からの分析が必要とされる。

また、通常の金融が銀行法や証券取引法などの制定法によって規定されるものとは異なり、イスラーム金融は教義の上で規定されるため、イスラーム金融の「規定」と「実践」には乖離が生じていると推測される。その乖離はどのようなもので、どのように対処されているのだろうか。また、イスラーム金融では金利が禁じられ、損益分担方式（profit-loss sharing）が代表的な契約とされるが、実践ではどのように運用されているのだろうか、という問いに答える作業も必要である。

Aggarwal and Yousef（2000）は、イスラーム金融の特長とされる株式型の損益分担方式や長期資金の提供は、いわれるほど多く利用されておらず、負債型であるマークアップ方式の方が多く、大半が短期の融資であること、また農業や製造部門への貸出は少ないことなど、イスラーム銀行の貸出の実態を指摘し、不完備契約の下では損益分担方式の方が最

善であるが、エージェンシー問題の深刻化によって、負債型であるマークアップ方式の方が支配的になることを、モデルを用いて分析している。Dar and Presley（2000）もまたイスラーム銀行の多くは理論が提唱するほどには損益分担方式による銀行業を行っていないことを、エージェンシー問題の視点から検証している。Samad and Hassan（1999）はマレーシアのイスラーム銀行の収益性、支払能力などについて銀行業績の評価を試みている。こうした研究が積み重ねられ、それらを比較検討することで、現在のイスラーム金融の全容がようやく見えてくるように思われる。

今後のイスラーム銀行システムの健全な発展を議論するためには、第5章で著者も述べているイスラーム銀行の抱える課題を検討する必要がある。著者はイスラーム銀行の法的枠組み策定のためには、監督のための法的根拠の確立、損益分担方式に基づいたリスクへの適正な対処、情報開示と効率的なブルーデンス監督が必要であると述べている。これらは、いずれもイスラーム銀行、通常の銀行にかかわらず、健全な銀行システム構築には不可欠のものである。それと同時に、容易には遂行できないものでもある。イスラーム金融を採る国の多くが、発展途上国であるという現実を踏まえると、問題の解決はより困難であろうと思われる。しかし、こうした課題を解決していかないと、イスラーム金融が本来有する「事業参加型融資」という、時勢に合致した概念の長所を世界に実証することができず、現在の急速な拡大も中途半端な発展に終わってしまう危険性がある。

（注1）イスラーム法は宗教法であり、かつ義務の体系である。また政教分離を自明の理としている西洋法ならびにその系譜に属する諸法秩序とも根本的に異なる政教一致の法体系である〔真田 2000〕

## 文献リスト

<日本語文献>

北村歳治 2005a. 「イスラミック・ファイナンスにおけ

- る利子論の考察」『イスラム科学研究』(早稲田大学)第1号.
- 2005b.「イスラミック・バンキング及びファイナンス(IBF)の国際的展開」『イスラム科学研究』(早稲田大学)第2号.
- 桑原尚子 1998.「金制度へのイスラーム法の導入 バンク・イスラーム・マレーシアを事例として」『アジア経済』39(5): 59-91.
- 眞田芳憲 2000.『イスラーム法の精神』(改訂増補版)中央大学出版部.
- 武藤幸治 2002.「イスラムと保険」『季刊 国際貿易と投資』No. 47. 国際貿易投資研究所.
- ムハンマド・パーキルツ=サドル 1994.『無利子銀行論』(黒田寿郎・岩井聡訳)未知谷.
- <英語文献>
- Aggarwal, Rajesh K. and Tarik Yousef 2000. "Islamic Banks and Investment Financing." *Journal of Money, Credit and Banking* 32(1) 93-120.
- Arif, Mohamed ed. 1988. *Islamic Banking in Southeast Asia*. Singapore: Institute of Southeast Asia Studies.
- Dar, Humayon A. and John R. Presley 2000. "Lack of Profit Loss Sharing in Islamic Banking: Management and Control Imbalances." *Economic Research Paper No. 00/24*, Loughborough: Loughborough University.
- Dhumale, Rahul and Amela Sapcanin 1999. "An Application of Islamic Banking Principles and Microfinance: Technical Note." World Bank Working Paper 23073.
- Samad, A. and Kabir Hassan 1999. "Performance of Malaysian Islamic Bank during 1984-1997: An Exploratory Study." *International Journal of Islamic Services* 1(3)

(アジア経済研究所開発研究センター)